

近代日本の政府と大学—三つの論点から—

寺 崎 昌 男 (立教大学文学部教授)

はじめに—私の研究の出発をふりかえって

私に与えられましたテーマは、政府との関係をめぐる大学の自治の歴史を整理することです。

1960年代半ば、人々が「大学の自治」という問題について語るとき、どういう風だったか。結論的にいえば、カテゴリーを区別しないで議論していたということが改めて思い浮かびます。

例えば、アカデミック・フリーダムというカテゴリーと、ユニバーシティ・オートノミーというカテゴリーがほとんど同一視されておりました。これは、ある種の混乱というものを招いていたように思います。例えば、大学に対する圧迫、干渉、統制、これは全体としては大学への圧迫というよりは、むしろアカデミック・フリーダムそのものに対する侵害であるという意識。これが多くの人たちの共通の感覚だったと思います。これにはもちろん背景がありました。

戦前の思想弾圧についての反省の書が当時まではまだ度々出ておりました。その中で、向坂逸郎さん編の『嵐の中の百年』は典型的です。学問、思想の弾圧を叙述し、その中に大学が点在するという形で、大学の自治の問題が議論される。他方、大学管理法問題が戦後2回にわたって、大きい問題として出てまいりました。1960年代の前半の頃というのは、正にその問題で大学は一色に塗りつぶされておりました。その頃、大学管理法が問題になる度に、大学の自治という言葉が唱えられました。ところが、大学の自治を守れ、学問の自由を保障せよという人々が、一体どれほどそれらの存在を実証しているか。現実の大学が初めから自由であり、自治である、学問・研究の自由というのはほとんど疑うべくもない規範である、こういう信念だけが存在し、その上で議論が組み立てられているのではないか。私にはそのように思われました。ところが、特に外国の研究を見ておきますと、このへんがきちんと分かれているということに段々と気がついてまいりました。アカデミッシュ・フライハイと、ユニバーシティ・オートノミーというカテゴリー、概念が、きちんと分かれているようだ、自分がもし大学管理法は怪しからんという立場に立つとしたらどう考えればよいか。当時、大学院学生だった私は、当時の中教審答申に対して批判的でしたけれども、反対論を説得力をもって言うためには、現実に日本の大学がどこまで自由なのか知っておかなければなりません。そのためには、大学の自治といわれるものの実態を、もっと冷静に判断する材料がなくてははいけない。その材料がないために、片方では大学の自治という

のではないのだと言われ、また自治の限界、行き過ぎが絶えず批判される。他方で、頭から大学は聖域だという議論が、大学の側から主導的に唱えられる。非常にちくはぐなものを感じたんです。大学は果たしてどこまで自治的なのか、ということを経史的な目で論証する。これが、これからの大学史研究の1つのテーマなのではないかと思ったわけです。

この考え方に当時非常に影響を受けましたのは、ホフスタッターとメツガーが書きました『合衆国におけるアカデミック・フリーダムの発展』という本です。私はあの本を1960年1月号の『思想』で紹介しました。その時に、彼のアプローチのしかたというのが、私にとって示唆的であったわけです。彼は言うております。“従来のアカデミック・フリーダムの歴史というのは、アメリカのアカデミック・フリーダムに対する弾圧の「事件史」であった。さらにいえば病理の歴史であった”と。しかし、“我々が明らかにすべきはアカデミック・フリーダムの生理の歴史なのだ”。こういうことを書いております。生理というものを明らかにする。このことを通じて、アメリカにおけるアカデミック・フリーダムの真の歴史をはっきりさせたい。私は、感銘を受けました。そうだ、自分も日本における大学自治の生理史、これをはっきりさせたい。

ところで、大学自治の生理とは、どういう形であられるだろうか。3つの柱があると思いました。1つの柱は、大学法制史でございます。その綿密な検討をしなければならないということです。もちろん、単に一般国政、国法レベルの法制形成史だけではなく、大学内の内規がどう形成されてきたか、大学は内規制定の自由を持っていたか、こういうところを含んだ法制史です。もう1つ明らかにしなくてはいけないのは、慣行だと思います。大学自治の慣行が、現実にどのように形成されてきたか。また、その慣行はどのような時に大学人自身によって意識化され、確認され、さらに伝統として認められてきたかということです。そしてもう1つ、第3の柱は、政治運動を含む外部の運動です。それは、しばしば時によっては、議会における政党党派の対立として現象するし、後には学生運動のような形で始まりますが、基本的には学者の運動という形で現象したのではないか。この、法制、慣行、運動という3つの柱を立てて、大学自治の生理史をはっきりさせてみたいというのが、あの頃の私の研究の出発点だったと思います。

それに基づいてどういう研究ができたかということは、今日、申し上げる時間はとてもございません。以下、非常に駆け足で、日本における大学のオートノミーの法制、慣行、運動という3つの視角から見た場合に、政府と大学との関係というものがどう変わってきたかという点を中心に、3つの観点からお話をしたいと思います。第1は、自治の形成の問題です。第2は、教師のエートスと研究・教育の自由の問題、第3は、現代における統制と自由、この3つを立てまして、私なりに問題提起をいたしたいと思っております。

自治の形成期

まず最初に、自治の形成期の問題です。いろいろなところの史料を漁ってみました。特に東京大学の中の史料は当時まだ紛争前でしたから、悪くいえば旧態依然、全く非公開の形で、しかし、良い面を言えばきちんと、保存されておりました。安田講堂も当時は本部の一部でした。あそこ

へ上がっていきさえすれば、ほとんど人々が触れない形の、あらゆるレベルの記録にアプローチすることができました。私の恩師は海後宗臣（かいごときおみ）という先生でした。その先生は、東京大学に30数年勤めて1957年にお辞めになりましたが、その間に、歴代総長と近い間柄で、本部事務局とも非常に親しかったということが大変私に幸いいたしました。当時、誰にも見せてくれなかったような資料を海後先生の紹介ということで行けば見せてもらえたのです。これでドクター論文ができる、と初めて思いましたが、史料の中でも、特に『評議会議事録』というものでした。その議事録は明治19年から始まっております。これを、当時の事務局の方が、信用して、見せてくれました。金庫の中に入れておりましたが、それを見せてもらい、カード化して分析することができました。他方で、庶務課、人事課の資料も見せてもらいました。ただし、発表に関しては節度を守る、という紳士協定でやりまして、明治の帝国大学が形成されていく直前から直後にかけてのオートノミーの形成というものを論証してみるという作業にとりかかることができたわけです。

大学が発生した頃、明治10年代から20年代にかけては官学の出発期であるとともに、おびただしい私学がありました。この私学は私塾の伝統をひいて多様な形態のもとに発展していた。ようやく東京大学ができて数年たつたばかりのころです。その当時の東京大学という大学のつくられ方を見ておきますと、最初、自治というようなことを誰も考えていなかったというのがよくわかります。アメリカ、イギリス、後にはドイツから来た外国人教師たちも、ユニバーシティ・オートノミーカウニベルジテート・ゼルプストフェルバルトゥングというようなことを日本人の学者たちに教えた形跡はほとんどありません。むしろ、日本の学者たちは却って当時の法制官僚に教えられていたということがわかりました。法制官僚ないし行政官の中の代表的な2人が森有礼という初代文部大臣であり、次が第6代文部大臣になった井上毅です。この2人は、違う形で大学のオートノミーに関与しております。

森有礼は、クリスチャニティーに基づいた独特の秩序観をもっていた人物でした。そのために、最後は暗殺されてしまったわけですが、彼自身は何に期待したかといいますと、当時の教授のエートスに期待いたしました。そのエートスは2つの柱があったと思います。1つは、日本の大学の教員であるというエートスです。彼は大学の中に教員月次集会というものをつくれと指導いたしました。本当に教授たちが月次集会をやっております。渡辺洪基という初代総長が来たその同じ時期に、月次集会を始めさせて教員の討論を促しているのです。そして、彼のキーワードは大学は「自動」するものだ、ということでした。自ら動く。これが大学というものの基本的な在り方だと申しました。彼はこの言葉をつかって教員の自主的なエートスを喚起し、他方で日本の大学の教員だから日本語で日本人に学問を教えなければいけないという、いわばナショナリスティックなバトスにも訴えた。そして大学の最初の時代を築いていったわけです。同じく彼が文部大臣だった頃に、旧制高校は自治寮を発足させました。第一高等中学校が自治寮を発足させたのは明治23年のことです。その考え方が第一高等中学校に伝わったのは、明治21年のことです。第一高等中学校は、当時広がっていた師範学校とは全く違う形の全寮制をとるようになってきたということがあります。その措置を全て容認したのも森有礼でした。こういうことが段々わかってま

いました。結局、帝国大学令という「国家ノ須要ニ応スル」という、あの文言だけが有名な勅令の背後に、紛れもなく最初の自治の萌芽があったということがわかってきました。その時代、帝国大学内の評議会は次々に新しい案件を取り上げて決裁しております。中でも1番大きいのは、学部の人事権です。誰々助手を助教授に上げるとか、助教授を教授に上げるという昇格人事、これも最後には評議会で議論をしています。それから、5年間にわたる財政の計画を立てるという、これも『評議会議事録』の中に出てまいります。それらが全て森有礼が亡くなった後4～5年間は続いてきているのです。つまり、自治的慣行という観点からみれば、この時期、大学は相当な慣行的な権限を獲得していたということがわかってまいりました。

学部教授会の法規と井上毅

その後を継いだのが井上毅という人物です。井上毅は、伊藤博文、金子堅太郎、伊東己代治とともに大日本帝国憲法をつくった人物です。彼は代表的法制官僚として、誠に良く憲法制度を熟知していたと思われます。同時に行政制度も彼にとっても非常に重要な得意領域だったわけです。明治26年に、彼の手で学部教授会が法定されるということが起きました。私が研究をはじめました当時、学部教授会の最初がいつかということは全然わかりませんでした。前からあるんだろうと思っていましたし、あるとしたら大正時代じゃないかと思っていました。教授会自治にからんで1番有名なのは、大正2～3年の京都帝国大学沢柳事件です。当時あれこそ日本の大学自治事件の始まりだと思われていたのです。しかしその当事者たる教授会がいつ始まったかということに誰も関心をもちませんでした。よく調べてみますと、明治26年という年が、最初の年であったことがわかりました。それを決断したのは井上毅です。さらに同年、講座制が発足いたしました。講座制は後に、大学のオートノミーの重要な基盤になってまいります。これも同年に井上毅が制度化したのです。結局、彼の時代に学部レベルでの自治、そして大学全体のオートノミーがある意味で最終の、そして最高のレベルの整序化を遂げたということがわかりました。

ただし、井上毅は憲法の起草者の1人でありましたから、憲法原理には極めて忠実でした。憲法原理と大学のオートノミーが最も対立するのは予算と人事です。予算制度は1年毎の単年度方式というのができました。会計年度は4月から3月までということになりました。ただし大学はそれにもかかわらず、その頃は学年暦を9月始まりということは変えなかった。帝国憲法が決めた予算制度とはそぐわない制度でしたが、大学はそれには従わなかった。けれども、予算の動かし方ということに関していえば、4月から3月までという会計年度をとるようになりました。井上毅は財政の問題に関しては、5年毎とか、あるいは長期の財政計画を大学が議論して立てるといふことには最後まで関心を払っておりません。つまり、彼としては当然、大学会計は単年度会計、4月～3月ということは当然のことと考えていたと思われます。ところが彼は一方で、大学の中では、どうやら学部の自治というものを求める空気が非常に強いらしいということに敏感に察知していました。帝国大学というものと分科大学（学部）というものの関係はどうあったらいいのか、この問題に関して大学の中で議論が起きている。井上の手許に届いた大学人の意見書の

中に、「帝国大学は末である、大学の本は分科大学である」という言葉が出てまいります。こちらあたりから段々、ファカルティの自治というものへの要望が教授たちの間に広がってきたということが分かってまいりました。

ところで、これらの資料は何を物語るのかという問題があります。それは当時、大学は既にいろいろな点でアンチテーゼもっていたということです。当時、大学人が最も強いアンチテーゼと理解していたのは何か。比較的に寛容に「自動」を促しつつ自分たちを励ましてくれる初期政府・文部省ではむしろなく、逆に帝国議会だったのです。議会が予算の協賛権をもつ。帝国議会の権限は、旧憲法の下では、天皇大権を協賛するという立場にあり、決定権をもってはおりませんでした。その協賛権を通じて大学が左右されるという恐れです。当時の大学人たちの相手が政府であったと読むと、読み間違える部分がたくさんございます。むしろ議会です。議会の審議はコンシステンシーをもっていない。このことが、大学人たちにとって非常に大きい恐怖の対象であったということがわかりました。議会を敵対物と考えながら、しかし、大学の中では帝国大学という行政ルートではなく、実は自分たちが立脚している教育と研究の場である分科大学、すなわち後の学部、ここが大学の本質である、「本」であるという認識が段々生まれてきたのです。

その認識は、さらに伸びていきますと、人事権は自分たちのものだということまで行きます。教員人事に関する推薦権、あるいは議決権をもちたい。これが次第にたくさん発表されるようになった当時の大学自治論の中に現れてきたことがわかります。井上は、天皇大権の一環として官吏の任免があるということをも、もちろん熟知していました。したがって、大学に人事権を与えるとすれば、それは憲法体制に対する大きい対立物になるということを理解しておりました。しかし、一方で彼は、例えば、ブルンチュリーというスイス生まれの国法学者の本をよく読んでいます。全部、朱筆で印をつけて読んでおります。その印を付けている部分をひろっていきますと、大学の行政に関する部分に非常に強い関心をもっていることがわかりました。その本は国学院大学に保存されております。彼は、例えば、カリキュラム作成の自由、当時は学科課程といわれていましたが、学科課程編成の自由ということに関するブルンチュリーの議論に非常に関心をもっています。また、大学内組織をどうするか。これにも大きい関心をもっております。そういう勉強の上で、大学との対応をしたわけです。

結局、彼の時代に決まったことは何かというと、第1に、大学は長期にわたる財政権は持たない。第2に、人事権は、やはり大学のものではない。しかし第3に、それ以外の権限に関しては、大学はオートノミーをもってよい、という三つのことでした。調べてみるまで、大学の自治というのは大正年間の沢柳事件でやっと認められたのだと思っておりましたが、違うということがよくわかりました。言い換えますと、日本の近代における大学の自治は、大学内の意向、教員たちの意向によって先導されたというよりは、むしろ、啓蒙的開明官僚によってリードされて出来上がったというのが歴史の真実だと思います。その点で、当時の行政官僚たちは、多くの大学教授にはるかに立ち優って、大学自治の理解をもっていた、というのが私の研究の結論の1つでありました。

財政自主権・大正期の改革

さて、第2番目の論点はどうだったのか。財政自主権の問題です。明治40年（1907年）、特別会計制度が出来上がりました。広大な演習林をもつ。その範囲は国内だけに止まりませんで、後には次第に台湾、朝鮮というように植民地にも広がっていきました。この演習林は、特定の帝国大学、それをもっている帝国大学に対しては非常に大きな財政的収入の源になりました。もう1つ、医学部や医科大学の附属病院収入です。これも帝国大学や医科大学の収入源となって、少し解決はして行ったのです。しかし、それをもって財政的自立を図るには程遠く、結局戦前期を通じて官立大学の財政自主権は成立することなく終わりました。

さて、帝国大学の中の自治の制度が、それ以外の大学にいつ広がったかということになりますと、それはずっと遅れました。公立大学と私立大学の制度が認められたのは、1919年（大正8年）からでした。その時に、他の大学にも自治を、というような言葉で管理運営制度がつくられてきたのかというと、そうではありませんでした。講座制をとった私立大学も、もちろんありませんでした。私立大学には学部がおかれましたが、学部には教授会をおくということが大学令で決まり、その点では自治的制度が波及しなかったとは言えません。しかし、帝大の自治形成と同じ文脈で広がっていったとは、とても言えなかったのです。戦前の私学の場合は、基本的には理事会、財団法人の基本をなしている理事会、あるいは校友会、同窓会、これが大きいサポーターでした。それ以外の教員の部分というのは、国立大学とは異なる、しかしはるかに薄弱な形で自治制度をとっていったと思われます。私のおります立教大学なども大正11年から私立大学に昇格した大学です。その中で、早くから教授たちが自治的に動いたのかといいますと、どう探してもその証拠はないようです。むしろ、聖公会関係のコントロールが非常に強力で、かつ不可欠の財政援助を含むものでございました。また、学長、学部長たちの大学運営へのコミットメントは、官立大学のそれらとはかなり違う。端的にいえばかなり薄弱なものだったと思われます。ただし同じ私学でも、大学によっては違いました。例えば、早稲田大学は、教員集団の形成が早く、大正時代の半ばになりますと、お互いに自己規律的な申し合せをつくらうという運動すら起きた大学です。しかし、その様相は、政府と議会という2つの対立物をもっていた官立大学に比べますと、非常に違うものであったと思われます。

このような大正期の改革によってようやく戦前日本の大学のオートノミーの形はできたものですが、二つの問題を指摘しておかねばならないと思います。

その1つは、教育の自由と学問の自由の関わりです。もともと日本において、ドイツでいわれるレアフライハイท์＝「教授の自由」、レルンフライハイท์＝「学習の自由」とのうち、レルンフライハイท์の受容はほとんどなかった。ドイツの場合、レアフライハイท์の部分は教員の身分保障という形で保証された。レルンフライハイท์は、学生の「転学の自由」という形で保障されたとみることができましょう。しかし、日本の場合は、後者を支える「転学の自由」は全くシステム化されず、他方、前者は、「公教育教授全般の不自由」vs.「大学教授の特権的自由」という形で現象しました。この分化の背後には、「教育と学問の区別」という政策動向があったと

みられます。

教育と学問の区別

教育と学問を区別するという言い方は、森有礼が最初に始めました。そして、明治後半、学問は自由だが、教育は制限されてよいという措置が次第に強くなってまいりました。カテゴリー的な区別は、実は両者に対する統制の差となって現れてまいりました。明治後半期になりますと、特に小学校から教育の自由は急速に奪われていきます。1903年になると小学校の国定教科書制度が成立する。また、このころ小学校の教員身分というのは極めて不安定なものになっていったのはご承知の通りです。ただし、大学および大学教授身分は別だということを、通念としても、制度としても、また政策としても考えていたようであります。森有礼はただカテゴリー的に「教育」と「学問」を区別せよとただけですが、そのうちにやがて、教育の方は「国家事務」であるという言い方が定着してまいります。教育国家事務説を定着させたのは井上毅です。教育に関しては、文部省というよりも、むしろ内務省のコントロールのもとにおかれて然るべきだという議論になってまいります。また、コントロールを支える権威は、教育勅語に象徴される天皇にある、ということになりました。このような構造のもとに、戦前における初等教育、中等教育が展開するわけです。

しかし、大学は別でした。文部省には専門学務局という局ができて、そこにはアカデミック・メンと称すべき人たちが座るようになってきたのです。第一高等学校で寮自治制度を開いた木下広次という法学博士がいます。その木下などは、早い時期の専門学務局長です。後に沢柳事件を起こした沢柳政太郎もまた、ある時期に専門学務局長でした。このような人物たちが就くポストとして専門学務局長というのがあって、普通学務局とは区別されていたのです。その専門学務局の所管するところの官立高等教育諸機関の中でも、大学は別だという考え方が出てきました。それは、反射的に帝国大学の教授たちが、そこでなら何をしゃべってもいいという事態を生み出しました。帝国大学の卒業生たちがしばしば回想の中で語っているのは、「君たちだから話すんだからね」という言葉を枕にして、皇室の秘事や日本史の史実が語られたという事実です。教育学者の1人に吉田熊次という人物がいます。彼も、君たちだから話すのだとあって、例えば、教育勅語の成立過程という戦後も長らく公にできなかった経過を、学生たちに話しておりました。また、国史学の教授三上参次も、国史学科の卒業証書授与の席で、君たちが大学で教わったことは全部真実だ、ただし、もし君たちが中学校の教師になったら、そのことをしゃべってはならない、こう釘をさしていたということが伝えられております。人文社会科学系の領域では、そういう使い分けの上に、教授の自由すなわちレアフライハイライトが成立したと見ていいと思います。

他方、自然科学系はどうであったか。そこでは明治の後半あたりから官立大学を中心に、いわば世界的な研究競争への参加が始まっていきます。学者たちは次々に留学をし、研究者として完成して日本に帰ってくるというキャリア・サイクルを確立いたしました。その彼らの目に映ったのは何か。国際学界です。そういうなかで、例えば、物理学、医学、化学などいろいろな領域で

世界的水準の研究が発表されるようになったわけです。東京帝大医科大学教授・山極勝三郎は、ウサギの耳にタールを塗りつけてガンを発生させた学者です。理論を完成したのは明治期で、実験に成功したのは大正期ですが、その時に謳った句が、「ガンできつ 天を仰いで二歩三歩」というものでした。二歩三歩と歩いた時の山極の脳裏にあったのは何か。それは世界的な科学研究の学界というものだったと思われます。

日本の大学人が、小・中学校等とは区別された、極めて特権的な世界の中で擁護されつつ、国際社会の自由な研究世界に参加するという事態が現実に進んできたというふうに思います。

ちなみに、先にふれましたように大正時代に、大学改革がおこなわれました。なぜこの時期に大学改革が行われたかという理由についてはいろいろな説があります。1つ注目すべき説は、当時、実は国際レベルにおける科学研究および技術研究の変化があって、日本の大学も全体として、特に研究水準と研究規模の点において、国際的なテクノロジー研究の発展レベルに追いつかねばならなかったということが大きいという説で、帝国大学が従来もっていた諸制度、あるいは日本の私立大学を含め高等教育が全体としてもっていた構造は、極めて非能率的なものと映ったという理由が考えられるのです。この説は、学位授与機構にいらっしゃる館さんが、かつて問題提起的に教育関係の学会で提起をされました。この仮説は、後に、早稲田大学の図書館の中にあった文書で裏付けられました。それは、臨時教育会議の中で配られた、新渡戸稲造・大河内正敏など当時の最先端の学者たちがつくった大学改革論意見書です。それを見ますと、科学研究の先端に立っていた人物、および当時における国際世界の第一線で活躍していた新渡戸稲造のような人物、これらが一致して日本の大学制度に不満をもっていたことがわかります。官公私立大学の区別なく、アンダーグラジュエートの部分で、教養教育を行え、本当の大学は大学院なのだという議論であります。また、研究所を重視せよ、ということも述べております。そういう流れと、明治以来つくってきた帝国大学の伝統的制度との妥協が、1918年末の大学令という勅令になったという見方もできるわけです。そういう要請は、この時期に大学が拡大しつつ新しい形でオートノミーを確立して行ったことと親和性をもつものでした。

大学の政策指導性

もう1つ指摘しておかなければいけないのは、戦前期を通じて大学の政策指導性が容認されていたということです。

すでに明治時代から帝国大学の評議会には、例えば学位令改正案とか、帝国大学令改正案とか、この勅令案が事前に配布されております。そして、評議会の議事録は、大学の教授たちが事前にそれらについて十分な議論ができたことを語っております。これは教育史研究の従来の常識を破る1つの事実でございます。教育立法に関しては、戦前、予算を除けば全て勅令によって議会の審議なく事が運ばれました。教育法規の命令主義といわれるものです。たしかに、小中学校関係法令において勅令を誰かが事前に審議するということはなかったのですが、大学法令については、帝国大学評議会が最初から議論したのです。ですから、その議論を踏まえて、審議会に出

ていった総長や学内の指導的・大学人が、外の委員たちと混じって議論するということができました。たしかに、当時、政府がつくった大規模審議会、例えば臨時教育会議が代表ですが、それ以外の審議会の中でも、大学の現職教員が果たした役割は極めて大きかったというふうに思います。例えば、山川健次郎というのは代表的な人物でした。臨時教育会議の中で指導的発言を繰り返しております。また、多くの帝大教授、総長たちが貴族院議員に選ばれていました。その系譜は戦後の南原繁というところまできていると思います。帝国大学だけではありません。私立大学の学長たちも、政府や議会にそれなりに入っておりました。代表的な例としては、自ら文部大臣になった早稲田の高田早苗、また慶応義塾の鎌田栄吉という人物たちは、大きい政策決定をやる場面には必ずおりました。帝国大学評議会が勅令の事前審議権を実態としてもっていたという事実と、大学の指導者たちが大審議会の中でリーダーシップをとったという事実とは、戦前の日本の大学の政策指導性が非常に高かったことを示していると思います。戦後失われたものは、この部分です。戦後、ある時期以後失われてきたというふうに思います。

自治を支えるエートス

第3に、オートノミーを支える教師のエートスについて、もう1度振り返ってみます。簡単に言えば、明治の終りから大正の時代にかけて、つまり1900年代をまたぐこの時期において、大学人の自治のエートスを支えていた心理機制は何か。簡単にいうと誇りです。威信です。

井上哲次郎という文科大学哲学科教授がいました。日露戦争前後にかけて、戸水寛人という法科大学教授が、政府のロシア政策の「軟弱さ」を批判したゆえをもって休職処分につされたことをめぐる大学と政府の間の抗争事件が起きました。その時、井上が『太陽』という雑誌に書いた論文があります。その論文の論理構造は、凄まじい特権意識に支えられたものでした。すなわち帝国大学は今や本邦の最高学府である。かつては、慶応義塾や早稲田大学といった私学があったけれども、それらは今や見る影もない。我々帝大およびその教授こそ実は日本で最高の権威をもっている。その最高の権威をもっている我々の大学に手を出して、現職の教授を休職させるとは何事か。たったこれだけの議論です。それだけが反対論の根拠をなしておりました。天皇を頂点とする秩序の中にきっちりと位置づけられていたという事実そのものが帝国大学の威信を支え、そしてそこでの教授の講義は教育と区別され、しかも大学教師の社会的ステータスが徐々に上がっていくという中で、自治へのエートスが醸成されてきたと思われまます。

次いで大正時代以降になりますと、もう1つのポイントが加わったと思われまます。それは、教員集団とういものの自律性でした。横尾壮英さんが、ある雑誌に書かれている「ドイツにおけるファクulteートの成立」という論文を、大変面白く読ませていただきました。ファクulteート（専門者集団、教師集団ないし学部）というものを重要な大学権限の担い手として指定するにいたったドイツ大学史がまとめられています。日本でもそのファクulteートこそが、実は分科大学というものとは別の言い方で呼ばれなくてはいけないのだ。分科大学というのは英語に訳せばカレッジかもしれないけれども、しかし、新しく「学部」というのが必要で、それは教員集団を表

すドイツのファクulteート、英語ではファカルティと対応しなくてはならないと考えられるようになってきました。大正期の大学人たちはファクulteートというものの重要性を主張いたしました。同時に、同じ人物たちは、大学教育は初等・中等教育とは違う、という大学教育論を精密化していきました。国家道徳を涵養するにしてもそれらの学校とは別の形でなされるべきであるとか、人格の涵養というのは大事であるが、そのためには学生の自発性というものを重んじることが必要である、だから、落第制度は廃止し、そして試験の点数は優良可でつけれといった議論を行い、単位制度もこのとき大学一般の制度になって定着しました。

大正期の大学改革の活気の基盤にあったのは、大学教師の特殊性への自覚だったと思われます。それがオートノミーへの意識に反射したのです。

戦後の変化と課題

最後に戦後の問題に移りたいと思います。

文部省は指導助言機関に変わり、内務省は解体されました。さらに憲法は23条で学問の自由を規定しました。それを支える有力な解釈として、法学協会は大学の自治は学問の自由のコロラリーであるというコンメンタールを公にしました。新制大学は、おのおの均^{ひと}しなみに大学であるということになって、それらは学部をもち、学部に重要な事項を審議するため教授会をおかねばならないという規定が実施されていったわけです。つまり、戦前にはほとんど考えられもしないほどに、大学自治を支える制度は拡大したと思われるのです。

戦前から最大の問題点であった教員人事権は、確実に学部教授会の権限の中に入ることになっています。私立大学と国立大学における差はありますが、人事権というものを確保していない私立大学・学部はあまりない。

しかし、他方、獲得できなかった自治権もあるわけです。1番目は、財政権です。最大の問題として、財政自主権、これだけが戦前にもなく、かつ戦後にも実現しなかったものでした。そのことは、現在、国立大学におられる方ほどお感じになっておられると思います。プランニングの自由はあっても財政の自由はない。さらにプランニング提出すなわち概算要求の過程の中で私どもは、いろいろな形で「指導」を受けることになるわけであります。戦前あった厳しい状況と異なる、もっと「柔かな」状況の中で、広範な「実態的不自由」が広がっているというふうには見られます。

2番目は、紛争の影響です。紛争は大きな影響を与えたと思います。あれが、結局、大学を裸の王様にしたと思います。東大と日大が代表的な2つの紛争校だったわけですが、東大の紛争の発端は医学部教授会の学生審査権あるいは懲戒処分権の誤用というところにありました。トラブルの現場にいない学生を処分してしまった。戦前・戦中・戦後を通じて守ってきたはずの教授会の自治権の行使の仕方、これが問われたのでした。日大では、逆に、理事の財政運営の不正が問われ、自己批判に帰結しました。そして、最後に起きたのが東大の入試中止という措置です。この時に、戦後、大学の自治というのは最も致命的な挫折といえますか、あるいは自治といっても

せいぜいその程度のものであったんだよ、という宣告を受けたと思います。今、いろいろなところで大学の自治という言い方をいたしますと、学生などは「本当ですか」というような顔を初めからしています。聞いたこともない言葉だというんです。地方自治ならまだ判るけれども、大学の自治というのは判らないというわけです。先生方も、何をやっても文部省が認めてくれないから校舎も建てられないというふうなことをすぐにいうわけです。そういう大学自治という共通観念の崩壊が起きたのは、実に20数年前の紛争以後だと思っています。

そして、私どもは今、オートノミーの基盤そのものを見つめ直す時期に来ていると思います。例えば、学生の臨時定員1つとりましても、ポリシーがどう動くかで、私学は存立の危機というものにさらされることになるわけです。加えて、大学設置基準の自由化・大綱化が行われました。自由化・大綱化はどの部分に決断を迫っているかということ、私どもに、大学が長い間それなりに認められてきた一つの権限に関する裁量権を賢明に行使しうるか否かを問うていると思います。そのある種の権限というのは、カリキュラムの編成権のことです。カリキュラムは戦前は学科課程といったのですが、その編成権だけは、明治の始めからずっと大学に与えられてきました。中学校以下には全くない権限でした。後々まで何の争点にもならず戦前戦中を生き続け、戦後にも当然のこのように大学には与えられてきたわけです。教育課程編成権と文部行政権との関係があれほど問題になってきた初等教育・中等教育と比べると、大変な違いです。この大変な違いの部分、その行使の仕方を、大学に任せるということになったわけです。そこが大学改革の最後の局面になってきました。カリキュラム改革はサバイバルに向けての大学の化粧直しをしたいというふうにとらえていたら身も蓋もない話になる。むしろ、カリキュラム改革をどう続けて完成していくかということが、実は大学のオートノミーの1つの証であるまいかというのが、この数年私が考えてきたことです。

もう1つは、先ほどのファカルティの問題です。「ファカルティすなわち学部」という形で我々は大学の内部組織を意識してまいりました。これに対して、最初に法制レベルで批判をされたのがこちらの筑波大学だと思っています。学部またはそれに変わる組織という形で、新しい筑波大学の内部編成が行われました。今、研究科・学部・学科と学系・学群・学類の両者の方式が並立しておりまして、圧倒的な大学はまだ学部組織を崩していない。すなわち、ファカルティという言葉で表現されている学部制度を崩しておりません。私は歴史の示すところに従って、大学教員身分保障のための組織としての学部の重要性を評価する者の一人です。しかし、現在のように時代が進行してまいりますと、実は学部というものをどう考えるかについて私どもは答えを迫られているように思います。

私の見ますところ、学部という組織は明治以後、3度インパクトを受けたと思います。第1のインパクトは明治期です。人事権というものを巡って、政府との緊張関係のもとに学部をどう考えるかということになりました。結果においては、学部組織が確立する方向に動きました。もう1つは、紛争の時です。紛争の時は、学部がもつべき4つの機能、すなわち教育、研究、大学院における研究者養成、学生・施設等の管理権について、揺さぶられたわけです。とくに管理権の中の重大な権限である学生処分権、これは何であるかという問いが学部を揺さぶったと思います。

3番目のインパクトが今来ていると思います。それは何か。カリキュラムだと思います。このインパクトが実は1番深刻だと思います。なぜかと申しますと、従来の帰属意識を我々が変革していかなければならないことを迫るからです。すなわち、教員は人事権の保障の形態として何々学部にも所属する。しかし、カリキュラムの責任としては別のところに属する。こういう意識をもたないと、実際にアンダーグラジュエート・カリキュラムの有機的統合化とか、全学年的編成ということとは考えられないのです。

例えば私は、文学部教授です。私の身分を保障してくれるのは、文学部というファカルティであり、そのボディーというべきは文学部教授会であると思います。しかし、他方で、私は、たとえば立教大学で言えば、全学共通カリキュラムという新しい教養教育カリキュラムの実施主体の側に立っております。また、教職課程という免許取得課程の責任者でもあります。こういうふうに見た場合に、前者がファカルティとするならば、後者がデパートメントだというものだと思うのです。大学教授は、自らがカリキュラムに責任をもつデパートメントの構成員であり、同時にファカルティの構成員であるという帰属の二重性というべきものを認めていく必要がある。その上で、この2つの組織がどういう関係に立つかを模索していく他はないように思います。

多くの国立大学で、今、教養教育が空洞化しているといわれます。あれはなぜか。教養部というデパートメントが解散されて先生方がみんな学部のファカルティに移られた。移った後、そのカリキュラムにしか責任を持たないという意識になった時に、教養教育はたちどころに空洞化する。今後に向けて、大学教員の帰属意識の変革、これが必要だということを、私は大学の中で唱えているところです。その上ではじめて、我々が受け継いできた教育課程編成権という自治権の重要な部分が実質化されることになるのではないかと存じます。

最後にもっと申し上げようと思っておりましたが、時間が尽きました。以上で、歴史からみたオートノミーの問題を終わらせていただきます。